主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人渡辺良夫の上告趣意第一点は、原審で主張判断を経ない事項に関し、当審においてあらたに違憲、違法をいうものであつて、不適法であり(昭和三七年法律第五〇号〔入場税法の一部改正法律〕附則四項にいう罰則のうちには、右法律による改正前の入場税法〔昭和二九年法律第九六号〕第二九条の規定も含まれると解するのを相当とする。)、同第二点は事実誤認、同第三点は単なる法令違反、同第四点は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三九年一二月一七日

最高裁判所第一小法廷

剆	=	田	松	裁判長裁判官
剆	俊	江	λ	裁判官
	謹	部	長	裁判官
≜ Б		Ш	岩	裁判官